

第9期いきいきかぬま長寿計画（概要版）

1 計画の概要

(1) 計画策定の背景

団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22年頃まで高齢者人口は増え続けると予測されており、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続するために必要な支援の担い手不足が懸念されています。こうした将来を見据え、医療、介護、予防、住まい、生活支援などが一体となって高齢者を地域全体で支える体制「地域包括ケアシステム」の重要性が一層高まっています。

(2) 計画の位置付け及び計画期間

「いきいきかぬま長寿計画」は、本市の高齢者福祉施策の基本となるもので、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とします。

(3) 日常生活圏域の設定と地域包括支援センター

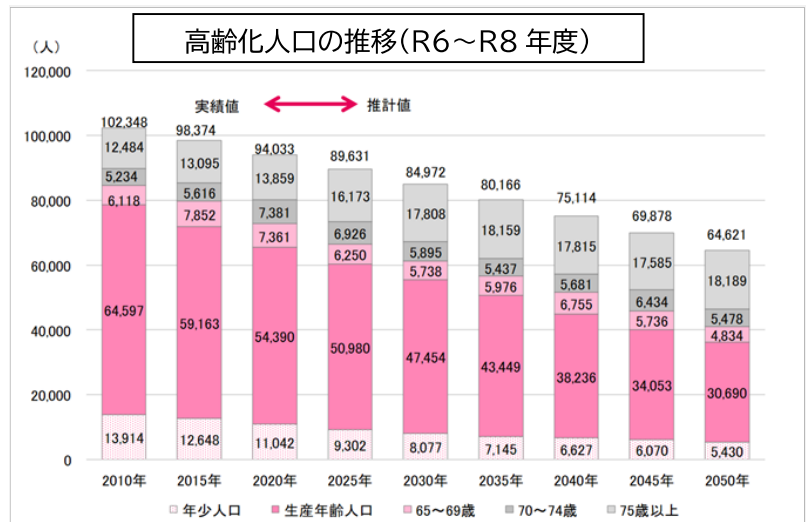
日常生活圏域を17地区設定しています。(右図) これらの圏域を6か所の地域包括支援センターが分担して高齢者の相談・支援業務を行います。



2 市の高齢者人口等の現状と将来推計

(1) 高齢者人口と高齢化率

平成22年には10万人を超えていた本市の人口は減少を続けており、人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で高齢者人口は増加しています。この傾向は今後も続き、令和22年には高齢化率が40%を超えると予想されています。



(2) 介護保険被保険者数の推移

第9期計画期間中の介護保険の被保険者数は減少する見込みですが、そのうち第1号被保険者（65歳以上）は増加し、第2号被保険者（40~64歳）は減少する見込みです。

第9期計画の被保険者数の推移(単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
総人口(A)	95,797	94,743	93,967	90,511	89,631	88,700	75,114
第2号被保険者数 (40~64歳)(B)	32,519	32,184	31,939	31,139	30,812	30,463	23,333
第1号被保険者数 (65歳以上)(C)	29,108	29,202	29,289	29,420	29,529	29,552	30,537
前期高齢者 (65~74歳)	15,214	14,783	14,300	14,138	13,815	13,490	12,958
後期高齢者 (75歳以上)	13,894	14,419	14,989	15,282	15,714	16,062	17,579
被保険者合計(D)	61,627	61,386	61,228	60,559	60,341	60,015	53,870
総人口に占める第1号 被保険者の割合 (C)/(A)	30.4%	30.8%	31.2%	32.5%	32.9%	33.3%	40.7%

3 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

笑顔あふれるやさしいまち
～ 健康長寿のまち“かぬま”を目指して ～

(2) 計画の基本目標

基本目標 1 生きがいくりと社会参加の推進

生きがいを持った生活を継続するためにも、高齢者がそれぞれの経験や知識を活用しながら地域社会を支える担い手としての役割意識を持ち、活躍することが求められます。

高齢社会の中で、子どもや若者世代も含めた交流を深めることが地域づくりに必要となっています。

高齢者が生きがいを持っていきいきと生活するための環境づくりを進めます。

基本目標 2 介護予防と在宅生活支援の推進

地域における身近な通いの場のさらなる充実のため、保健事業との連携を図りながら介護予防・フレイル対策、認知症予防を効果的かつ効率的に推進する必要があります。

高齢者の在宅での生活を支えるためには、介護保険では対応できないサービスの提供も求められています。

介護予防を重点的に進めるとともに、高齢者の在宅での生活を支援します。

基本目標 3 支えあえる地域づくりの推進

障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進を強化し、地域包括支援センターが属性や世代を問わない包括的な相談支援を担うことが期待されています。

医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護連携のさらなる強化が求められます。

地域包括ケアシステムのさらなる充実を推進します。

基本目標 4 認知症施策・権利擁護施策の推進「認知症施策推進計画」

認知症に関する正しい知識の普及啓発と、認知症本人の意思が尊重される地域づくりが求められています。

高齢者の尊厳が守られ、認知症になっても本人や家族が安心して自分らしく暮らせる地域づくりを推進します。

基本目標 5 介護サービスの充実・強化

高齢者が要介護状態等になっても、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を送ることができるよう、状態に応じたサービスの提供が求められています。

在宅介護を支える地域密着型サービス等のサービスの提供や在宅と施設の連携等、地域の実情に合わせた継続的な支援体制の整備を推進します。

基本目標 6 介護保険制度の円滑な推進

介護保険制度が将来にわたっても持続可能な制度であることを目指し、適切な保険料の設定や保険者機能の強化を図り、円滑な制度の推進を図ります。

4 持続可能な介護保険制度に向けて

(1) 施設整備計画（新規整備分）

施設における待機者調査等の結果を踏まえ、特別養護老人ホーム2施設、グループホーム1施設及び小規模多機能型居宅介護事業所1施設の整備を計画しました。

施設種別	現在床数	整備計画			8年度 末床数 見込み
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護老人福祉施設 (広域型特別養護老人ホーム)	477	30 (新規)	40 (新規)	-	547
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	225	18	-	-	243
未掲載の施設含む合計	1,049	48	40	-	1,137
【その他の公募対象施設】					
小規模多機能型居宅介護（施設数） 看護小規模多機能型居宅介護	12施設	-	-	1施設	13施設

(2) 介護保険料の改定

市では第2期計画から、所得の高い1号被保険者の負担を多くし、低所得者の保険料上昇の抑制を図って来ましたが、国も同様の考えであることから、今回の計画における保険料算定の方向性は国の方針に沿って、標準段階・標準乗率、13段階とした保険料体系とします。

段階	基準額に対する 保険料率 (軽減率)	保険料額(年額の百円未満を切捨)		対象者
		月額公費軽減後	年額公費軽減後	
1	×0.455 (×0.285)	2,593円 (1,624円)	31,100円 (19,400円)	生活保護受給者、市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
2	×0.685 (×0.485)	3,904円 (2,764円)	46,800円 (33,100円)	市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下
3	×0.69 (×0.685)	3,933円 (3,904円)	47,100円 (46,800円)	市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超
4	×0.90	5,130円	61,500円	市民税世帯課税、本人非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
5	×1.00	5,700円	68,400円	市民税世帯課税、本人非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超
6	×1.20	6,840円	82,000円	本人市民税課税で合計所得金額が120万円未満
7	×1.30	7,410円	88,900円	本人市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満
8	×1.50	8,550円	102,600円	本人市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満
9	×1.70	9,690円	116,200円	本人市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満
10	×1.90	10,830円	129,900円	本人市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満
11	×2.10	11,970円	143,600円	本人市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満
12	×2.30	13,110円	157,300円	本人市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満
13	×2.40	13,680円	164,100円	本人市民税課税で合計所得金額が720万円以上